

大学入学者選抜における英語 4 技能の評価について（案）

1. 基本的な方向

- 平成 32 年度に実施する大学入学者選抜から、各大学は、受検生に英語の試験を課す場合、4 技能を総合的に評価する。
- 英語 4 技能の評価は、センターが認定した資格・検定試験（以下「認定試験」という。）又は各大学が個別に自ら実施する試験による。
- 共通テストにおける英語科目は、平成 32 年度以降も当面実施するが、認定試験の活用状況等を見つつ、すみやかに、全受検生を対象とする実施はとりやめる（認定試験では対応できない受検者に対するセーフティーネットとして、必要な範囲で実施する）。

2. 主要な論点

- ① 学習指導要領との整合性
 - ・ 高等学校学習指導要領と **CEFR** との対応、各資格・検定試験と **CEFR** との対応から、各資格・検定試験と学習指導要領が整合していることを確認する。
- ② 成績表示、識別力
 - ・ 成績表示は **CEFR** に対応した段階別表示とする。
 - ・ センター試験と同程度の識別力を担保するため、段階の細分化（例：CEFR-J）について研究を進める。
- ③ 試験相互の比較可能性
 - ・ **CEFR** の各バントとの対応関係を介して、試験相互の比較が可能。
 - ・ 各試験実施団体に、**CEFR** との対応状況について根拠を示すよう求めるとともに、国（センター）としても検証を実施する。
- ④ 場所・体制・受検料・受検回数などの公平性・信頼性の担保
 - ・ 場所・体制（採点、試験監督等）・受検料については、「認定」を通じて、公平性・信頼性を担保する（継続的なアセスメントを実施）。
 - ・ 経済的格差や離島・僻地等の居住地による機会の不平等、受検者の負担、高等学校教育への影響（「受検の早期化」）を考慮し、受検期間・回数に制限を設ける（高校三年生の 4 月～12 月、2 回まで）